



中部電力パワーグリッド



お客さま各位

**交通信号機柱への
5 G基地局設置に係る取扱いについて**

2022年4月

01 はじめに

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

従来、需要場所の特別措置（特例需要場所の適用）については、「災害による被害を防ぐための措置を講じる設備」、「温室効果ガスの排出抑制のための措置に資する設備」等の一定の条件に合致する場合に適用を可能としておりますが、今般、電気事業法施行規則が一部改正され、特例需要場所の適用可能範囲が拡大されたことから、その内容をご案内いたします。

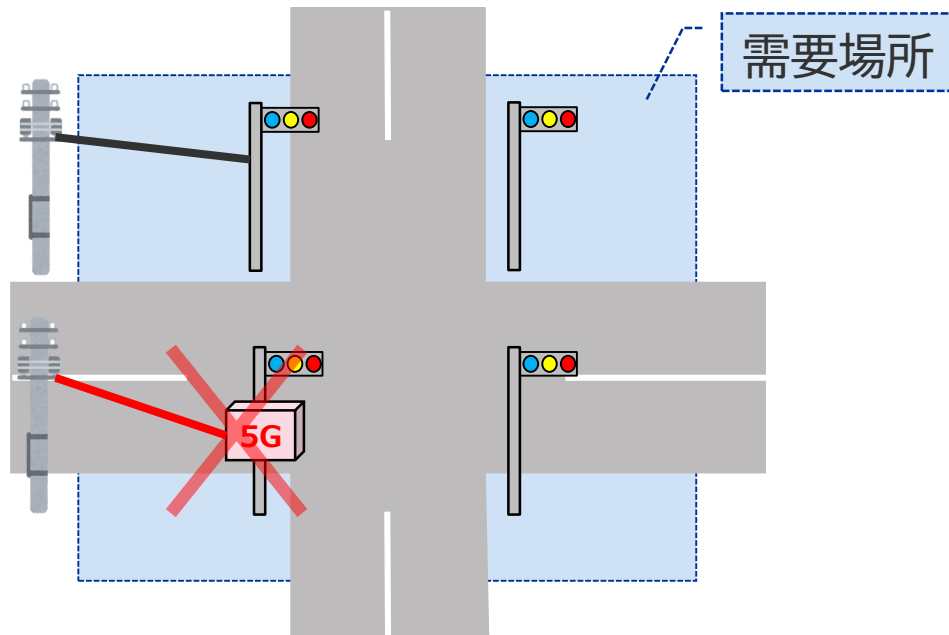
02 「特例需要場所」の変更点

<ケース>

交通信号機が施設された地点に、通信キャリア会社さまが5G基地局用の電力契約を希望される場合の取扱い

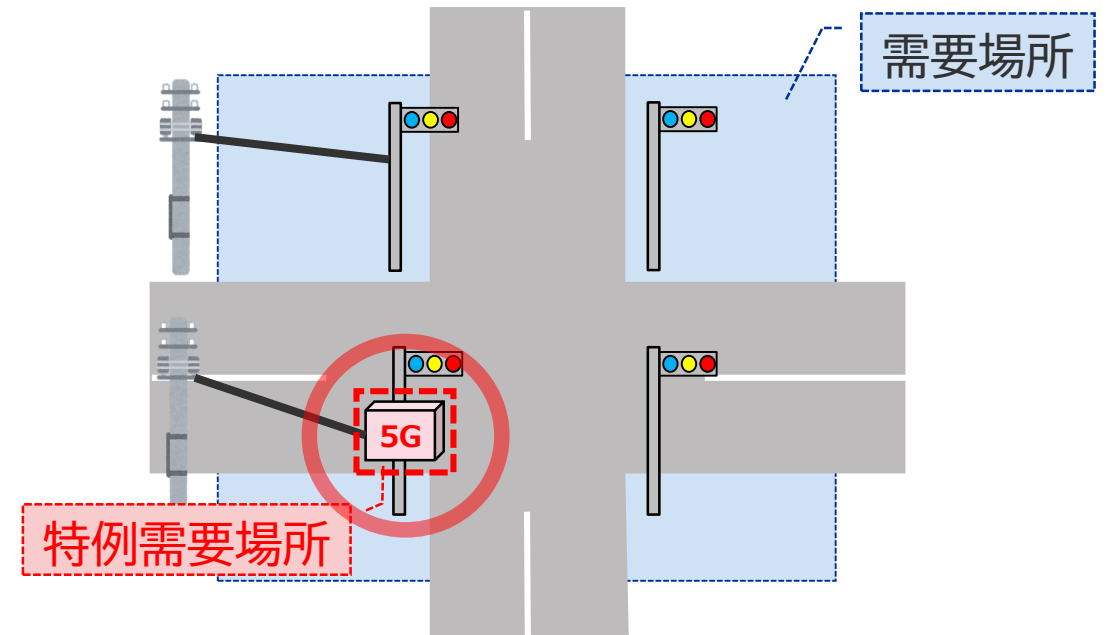
<従来>

電源を引き込む柱が別であっても「一需要場所・複数引込」となるため、5G基地局を交通信号機と別に契約することは不可。



<2022年4月以降>

交通信号機柱へ5G基地局を設置する場合に限り、5G基地局の別契約（特例需要場所の適用）が可能。



03 お申込みに係るご案内

1. 必要書類をご用意ください

インターネット申込システム等からお申込いただく際、
合わせて「**特例区域等の適用に関する確認書**」のご提出をお願いします。

<「確認書」のダウンロードはこちらから>

https://powergrid.chuden.co.jp/takuso_service/denkikojiten/teiatsu/tei_chohyo/

2. 工事費用のご請求先をご連絡ください

特例需要場所の適用に伴い、新たに供給設備を施設する場合の工事費用はお客様の負担となりますので、インターネット申込システム等からお申込いただく際、工事費用のご請求先を連絡事項欄等へ入力のうえご申請いただきますようお願いいたします。



中部電力パワーグリッド